

議案第234号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第4項中「(教職員にあっては減給又は戒告)」を削り、同表中

「

6	前項の申請により承認を受けた休暇又は職務に専念する義務の免除に基づき、所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないこと	停職又は減給
---	--	--------

」

を

「

6	前項の申請により承認を受けた休暇又は職務に専念する義務の免除に基づき、所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないこと	停職又は減給
6の2	前2項に掲げる行為を繰り返すこと	免職又は停職

」

に、

「

16	法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行うこと	停職又は減給
----	-----------------------------------	--------

」

を

「

16	法第36条第1項から第3項まで又は職員の政治的行為の制限に関する条例（平成24年大阪市条例第78号）第2条の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
16の2	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条第1項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
16の3	前2項に掲げる行為により、市政に対する信用を著しく失墜させ、又は公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
16の4	政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例（平成24年大阪市条例第77号）第3条第2項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
16の5	大阪市労使関係に関する条例（平成24年大阪市条例第79号）第4条第2項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告

」

に、

「

31	任命権者の許可を得ることなく、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること	停職、減給又は戒告
----	---	-----------

」

を

「

31	任命権者の許可を得ることなく、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること	停職、減給又は戒告
31の2	第48条の規定に違反する行為を行うこと	減給又は戒告
31の3	職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）第3条第7項から第9項までの規定に違反する行為を行うこと	減給又は戒告

」

に改め、同表第67項中「減給」を「停職、減給」に改め、同表第72項中「停職又は減給（教職員にあっては、免職、停職又は減給）」を「免職又は停職」に改め、同表第73項中「教職員が」を「教職員が18歳未満の者に」に改め、同表中

「

74	酒気を帯びて自動車等を運転すること（以下「飲酒運転」という。）（次項から第78項までに該当する行為を除く。）	免職又は停職
75	飲酒運転により人に傷害を負わせること	免職又は停職 （教職員にあっては免職）
76	前項に掲げる行為の後、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等の必要な措置を講じる義務（以下「措置義務」という。）を怠ること	免職

77	飲酒運転により人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせること	免職
78	教職員が飲酒運転により他人の物を損壊させること	免職

を

74	第70項から第72項までに掲げる行為を繰り返すこと	免職
75	酒気帯び運転（酒気を帯びて自動車等を運転することをいう。以下同じ。）をすること（次項から第78項までに該当する行為を除く。）	免職又は停職
76	酒気帯び運転（酒酔い運転（酒に酔った状態（アルコールの影響により自動車等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で自動車等を運転することをいう。以下同じ。）を除く。）により人を死亡させ、又は人に傷害を負わせること	免職
77	酒気帯び運転（酒酔い運転を除く。）により他人の物を損壊させること	免職
78	酒酔い運転をすること	免職

に改め、同表第79項中「飲酒運転」を「酒気帯び運転」に改め、同表第81項中「措置義務」を「負傷者を救護し、道路における危険を防止する等の必要な措置を講じる義務（以下「措置義務」という。）」に改め、同表第83項中「(教職員にあっては免職、停職又は減給)」を削る。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪市職員基本条例別表の規定は、この条例の施行の日

以後に生じた事由について適用し、同日前に生じた事由については、なお従前の例による。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職員の政治的行為の制限に関する条例第2条の規定に違反する行為を行うこと等を懲戒処分の対象となる非違行為の類型として定めるとともに、これらの行為に適用する懲戒処分の種類を定め、併せて賭博をすること等に適用する懲戒処分の種類を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員基本条例（抄）

別表（第28条関係）

項番号	非 違 行 為 の 類 型	懲戒処分の種類
省 略	省 略	省 略
4	省 略	戒告（ <u>教職員にあつては減給又は戒告</u> ）
省 略	省 略	省 略
6	省 略	省 略
6の2	前2項に掲げる行為を繰り返すこと	免職又は停職
省 略	省 略	省 略
16	法第36条第1項から第3項まで又は職員 <u>の政治的行為の制限に関する条例（平成24年大阪市条例第78号）第2条の規定に違反して政治的行為を行うこと</u> 違反する行為	停職又は減給又は戒告
16の2	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条第1項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
16の3	前2項に掲げる行為により、市政に対する信用を著しく失墜させ、又は公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
16の4	政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例（平成24年大阪市条例第77号）第3条第2項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
16の5	大阪市労使関係に関する条例（平成24年大阪市条例第79号）第4条第2項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
省 略	省 略	省 略

31	省 略	省 略
31の2	第48条の規定に違反する行為を行うこと	減給又は戒告
31の3	職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）第3条第7項から第9項までの規定に違反する行為を行うこと	減給又は戒告
省 略	省 略	省 略
67	省 略	停職、減給又は戒告
省 略	省 略	省 略
72	省 略	<u>免職又は停職又は減給（教職員にあっては、免職、停職又は減給）</u>
73	教職員が18歳未満の者に前3項に掲げる行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させること	省 略
74	第70項から第72項までに掲げる行為を繰り返すこと	免職
<u>74</u> <u>75</u>	<u>酒気帯び運転（酒気を帯びて自動車等を運転すること（以下「飲酒運転」という。）（次項から第78項までをいう。以下同じ。）をすること</u> に該当する行為を除く。）	省 略
<u>75</u>	<u>飲酒運転により人に傷害を負わせること</u>	<u>免職又は停職（教職員にあっては免職）</u>
<u>76</u>	<u>前項に掲げる行為の後、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等の必要な措置を講じる義務（以下「措置義務」という。）を怠ること</u>	<u>免職</u>

77 76	飲酒運転 酒気帯び運転（酒酔い運転（酒に酔った状態（アルコールの影響により自動車等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で自動車等を運転することをいう。 により人を死亡させ、又は人に以下同じ。）を除く。） 重篤な傷害を負わせること	省 略
78 77	教職員が飲酒運転により他人の物を酒気帯び運転（酒酔い運転を除く。） 損壊させること	省 略
78	酒酔い運転をすること	免職
79	飲酒運転 となることを知りながら、運転者に飲酒を酒気帯び運転 すすめ、又は自動車等に同乗すること	省 略
省 略	省 略	省 略
81	前項に掲げる行為の後、措置義務 負傷者を救護し、道路における 危険を防止する等の必要な措置を講じる義務（以下「措置義務」という。） を怠ること	省 略
省 略	省 略	省 略
83	省 略	停職又は減給（ <u>教職員にあっては免職、 停職又は減給</u> ）
省 略	省 略	省 略